

報告事項 1 (参考資料 1)

# 博多港港湾計画書(案)

—一部変更—

令和7年12月

博多港港湾管理者

福岡市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成27年12月 第31回博多港地方港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和 2年 3月 第33回博多港地方港湾審議会

の議を経た博多港の港湾計画の一部を変更するものである。

## 目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 水域施設計画	3
II 土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	5
III 港湾の効率的な運営に関する事項	6
1 効率的な運営を特に促進する区域	6
IV その他重要事項	7
1 國際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設	7
2 大規模地震対策施設計画	7

## **変更理由**

箱崎ふ頭地区において、RORO船の大型化やモーダルシフトの促進等に対応するため、公共埠頭計画、水域施設計画、土地造成計画等を変更する。

# I 港湾施設の規模及び配置

## 1 公共埠頭計画

### 1-1 箱崎ふ頭地区

RORO船の大型化やモーダルシフトの促進に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

水深9m 岸壁2バース 延長520m (内貿RORO船用)  
[既定計画の変更計画] Hz6, Hz7

水深12m 岸壁1バース 延長240m (外貿船用)  
[既設] Hz5

埠頭用地 24ha (うち23ha既設) [既設の変更計画]

既定計画 (ユニットロード埠頭計画)  
水深10m 岸壁1バース 延長240m  
(外貿RORO船用) Hz6

水深9m 岸壁1バース 延長220m  
(内貿RORO船用) Hz7

既設 (ユニットロード埠頭計画)

埠頭用地 8ha

既設

水深12m 岸壁1バース 延長240m Hz5

なお、これに伴いHz8を廃止する。

## 2 水域施設計画

### 2-1 箱崎ふ頭地区

#### (1) 泊地

公共埠頭計画の変更に伴い、泊地について計画を変更する。

水深9m 面積4ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
水深10m 面積4ha  
水深9m 面積3ha

## II 土地造成及び土地利用計画

### 1 土地造成計画

#### 1－1 箱崎ふ頭地区

公共埠頭計画の変更に伴い、土地造成計画について計画を変更する。

(単位:ha)

地区名 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	施設用地 危険物取扱	緑地	海面処分用地	合計
箱崎ふ頭地区	(9) 9								(57) 57	(66) 66

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

## 2 土地利用計画

### 2-1 箱崎ふ頭地区

公共埠頭計画の変更に伴い、土地利用計画について計画を変更する。

(単位:ha)

地区名 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	施設用地	危険物取扱	緑地	海面処分用地	合計
箱崎ふ頭地区	(35) 35	(115) 115		(91) 91		(20) 20			(1) 1	(57) 57	(319) 330

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

### III 港湾の効率的な運営に関する事項

#### 1 効率的な運営を特に促進する区域

##### 1-1 箱崎ふ頭地区

公共埠頭計画の変更に伴い、効率的な運営を特に促進する区域を削除する。

既定計画	
水深10m 岸壁1バース 延長240m	Hz6
水深9m 岸壁1バース 延長220m	Hz7
埠頭用地 8ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)	

## IV その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

#### 1-1 箱崎ふ頭地区

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

水深9m 岸壁2バース 延長520m (内貿RORO船用)  
[既定計画の変更計画] Hz6, Hz7

水深12m 岸壁1バース 延長240m (外貿船用)  
[既設] Hz5

泊地 水深9m 面積8ha [既定計画の変更計画]

泊地 水深12m 面積2ha [既設]

### 2 大規模地震対策施設計画

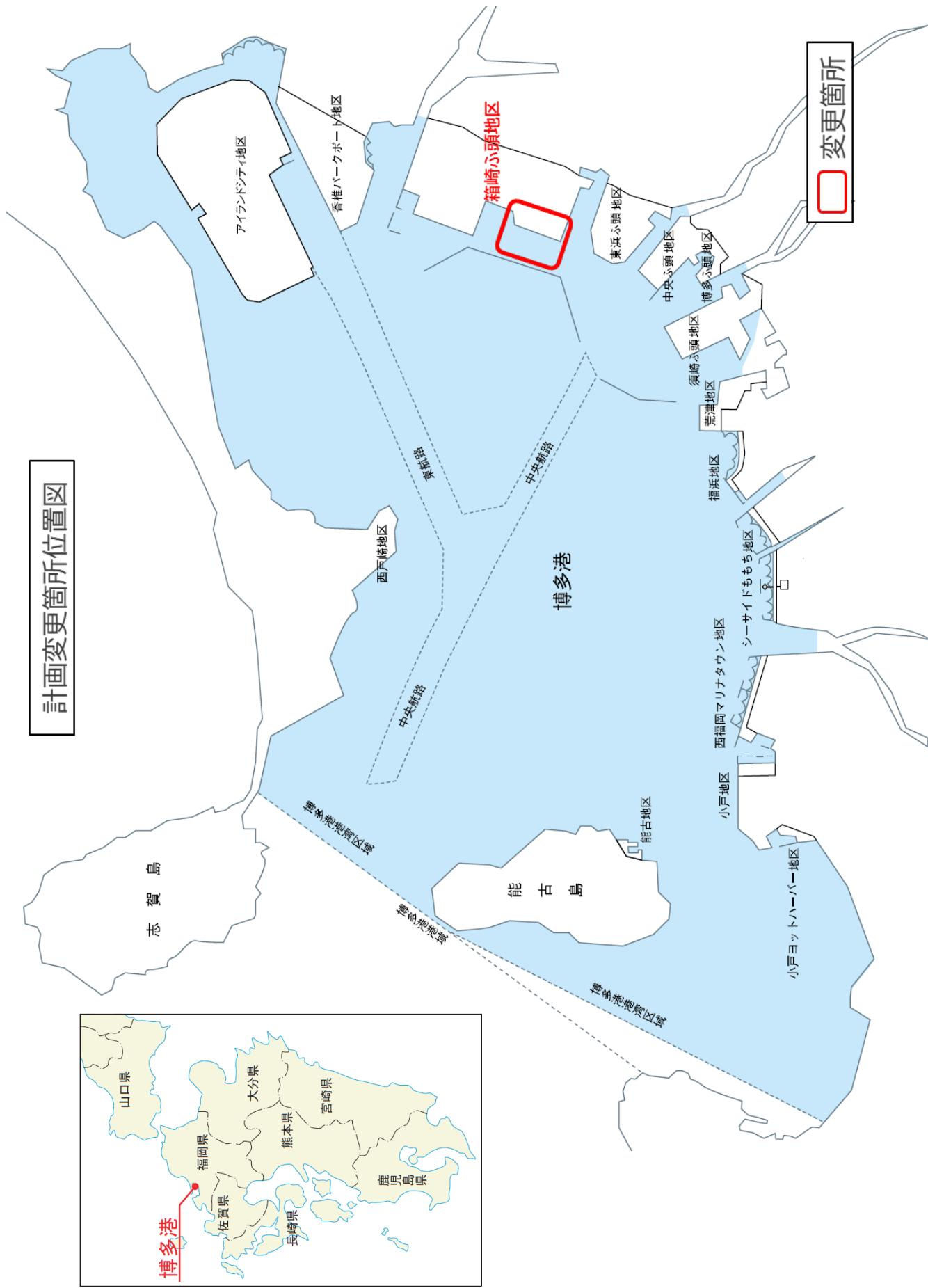
#### 2-1 箱崎ふ頭地区

##### (1) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

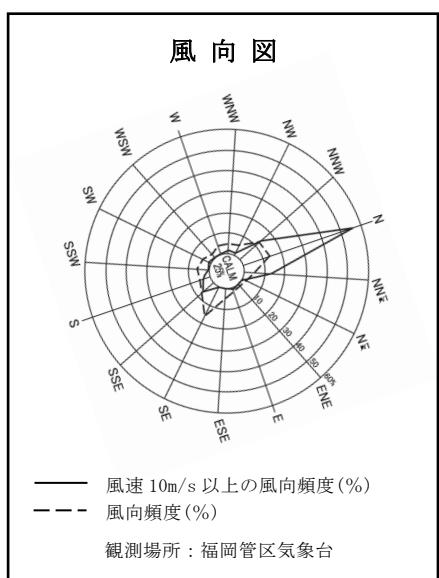
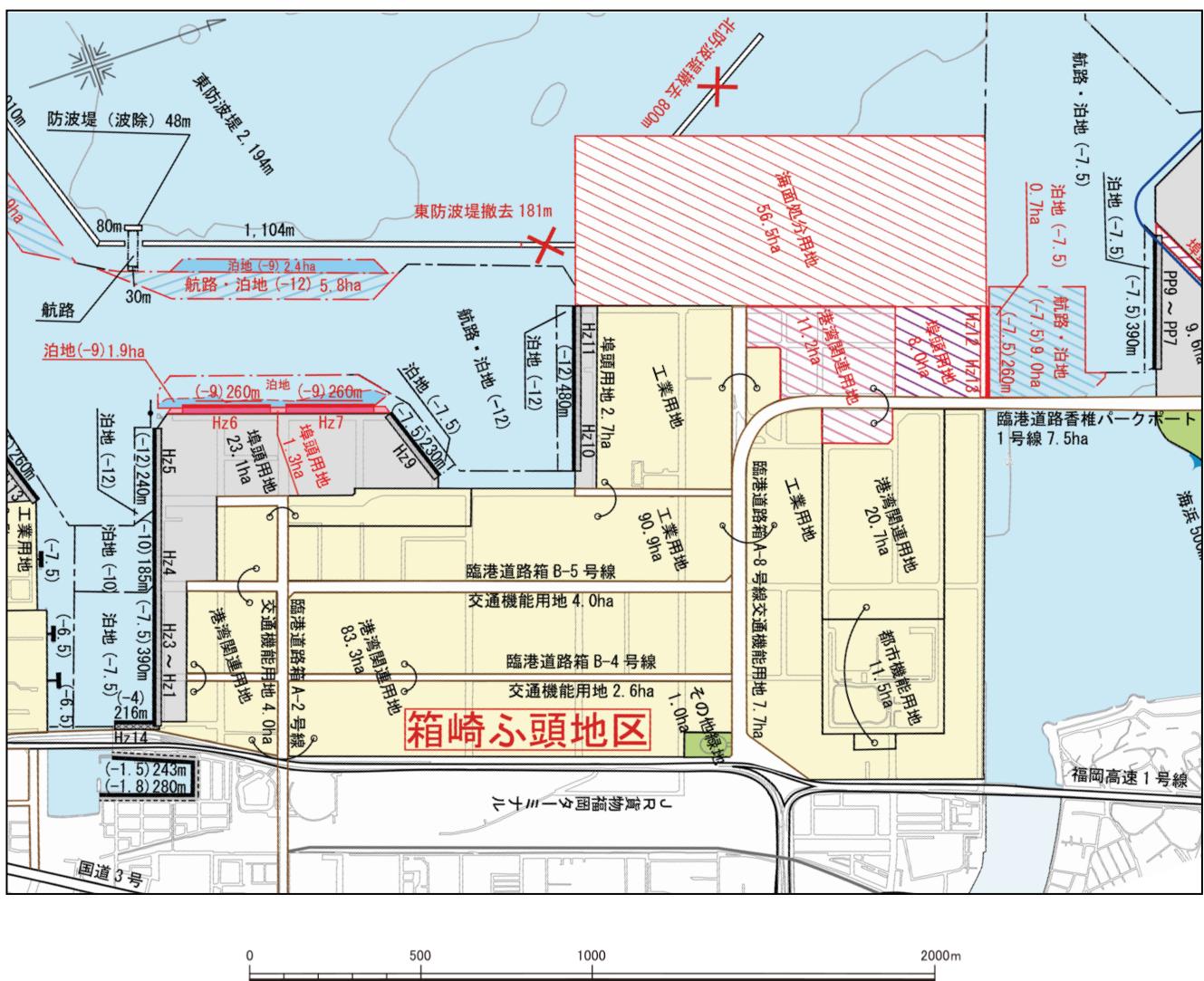
今回計画している施設のうち、大規模地震が発生した場合においても経済活動を支えるために必要な物流機能を維持する施設を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁2バース 延長520m (内貿RORO船用)  
[既定計画の変更計画] Hz6, Hz7

## 計画変更箇所位置図



## 博多港港湾計画図（箱崎ふ頭地区）



凡 例					
		(今回計画)		海 浜	(既設)
	航 路 ・ 泊 地	(既定計画)		埠 頭 用 地	(今回計画)
		(既設)			(既定計画)
	防 波 堤	(既設)			(既設)
	公 共 岸 壁	(既定計画)		綠 地	(既設)
		(既設)		そ の 他 緑 地	(既設)
	公 共 岸 壁 (幹線貨物輸送用)	(今回計画)		交 通 機能用 地 (臨港道路)	(既設)
	公 共 物 揚 場	(既設)		そ の 他 用 地	(既定計画)
	物 資 補 給 岸 壁	(既設)			(既設)
	専用ドルフィン	(既設)		海面処分用 地	(既定計画)
	施 設 撤 去			効率的な運営を 特徴に保進する 区域	